

# 愛知県立大学国際共修委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、インターナショナル・オフィス規程第6条第2項の規定に基づき設置される国際共修委員会（以下「委員会」という。）について、交換留学生を対象とした授業プログラム（以下「留学生プログラム」という。）及び国際共修の推進に関する必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議・運営する。

- (1) 学則第41条第3項に定める学术交流協定大学留学生対象科目（以下「留学生対象科目」という。）のカリキュラム及び時間割に関すること
- (2) 留学生対象科目の非常勤講師の任用等に関すること
- (3) 留学生プログラムの企画・運営に関すること
- (4) 国際共修のための推奨科目（以下「国際共修科目」という。）における各学部・センターとの連携に関すること
- (5) iCoToBa（多言語学習センター）における企画・運営に関すること
- (6) その他国際共修に関すること

## (組織等)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) インターナショナル・オフィス長
- (2) 教育支援センター長
- (3) 教養教育センター長
- (4) インターナショナル・オフィス付教員
- (5) 国際共修コーディネート教員
- (6) 教養教育科目のうち、国際共修科目担当者（専任教員） 1名
- (7) インターナショナル・オフィス長が指名した教員及び事務職員

2 前項第1号から第5号までに掲げる委員の任期はその在任期間、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に委員長を置き、インターナショナル・オフィス長をもって充てる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長は、委員の中から委員長代理を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

(定足数及び議決方法)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会等の庶務は、インターナショナル・オフィスにおいて担当する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 愛知県立大学留学生対象科目委員会規程は、令和8年3月31日をもって廃止する。